時間外労働を行うには

36 (サブロク)協定が必要です。

「36協定締結周知期間」(令和5年1月16日~2月15日) ~み(3)んなで、む(6)すぼう!36協定~



労働基準法では、労働時間は原則、

1日8時間・1週40時間以内 とされています。

これを「法定労働時間」と言います。

「法定労働時間」を超えて、従業員に時間外労働(残業)をさせる場合には、

- ・労働基準法第36条に基づく労使協定(36協定)の締結、
- 労働基準監督署への届出 が必要です。
- 36協定においては、「時間外労働を 行う業務の種類」や、「1か月や1年 当たりの時間外労働の上限」を決めな ければなりません。

(時間外労働の上限規制等があります)

◎2014 大阪府もずやん

- ◆「労働時間相談・支援コーナー」を、全国の労働基準監督署に設置しています。
- ◆ 窓口相談、電話相談どちらでも受け付けていますので、お気軽にご相談下さい。 受付時間:8時30分~17時15分(土・日・祝祭日を除く)
- ※ 労働基準監督署の所在地・電話番号は、厚生労働省HPに掲載しています。

検索 労働基準監督署一覧

主催:🙌

厚生労働省大阪労働局



労働基準法・最低賃金法などに定められた

届出や申請は電子申請を利用しましょう!

届出・申請可能な主な手続

● 労働基準法に定められた届出 ・・・・・・・・・・・・ 5 1種類

時間外・休日労働に関する協定届(36協定届)

就業規則(変更漏出

1年単位の変形労働時間制に関する協定届 など

<u>最低賃金法に定められた申請</u>ま低賃金の減額特例許可の申請など

① 電子署名・電子証明書は不要です!

令和3年4月から、

① e-Gov からアカウントを登録 ② フォーマットに必要事項を入力

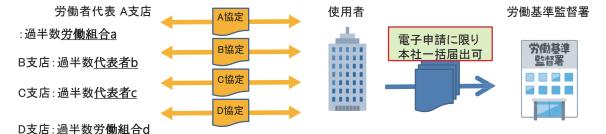
の2ステップで、届出・申請が可能になります!



② 就業規則、36協定は本社一括届出が可能です!

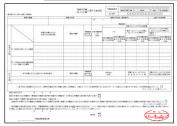
就業規則と36協定については、本社一括届出が可能です。

特に、36協定に関しては、これまでは全ての事業場について1つの過半数労働組合と36協定を締結している場合のみ、本社一括届出が可能でしたが、令和3年3月末から、事業場ごとに労働者代表が異なる場合であっても、電子申請に限り36協定の本社一括届出が可能となっています。



※ 36協定届は最大30,000事業場、就業規則 (変更)届は最大2,500事業場について一度に申請可能です。 申請ファイルには、ファイル数99個、1ファイル50MB、総容量99MBの上限があります。

③ 控え文書への受付印がもらえます!



- ✔ 36協定届
- ✔ 就業規則(変更)届
- ✓ 1年単位の変形労働時間制に関する協定届 について受付印を受け取ることができます。



(※イメージ)

労働基準法などの手続に関する電子申請についてのホームページ